

機密
指定解除
情報公開室

七月三十日藤山大臣在京米大使会談抜萃（産業省長官、外務省長官）
（アマダ大使、スミス大尉）

大臣 八月中の会談の予定は後刻打合せることとし、今日は安全保

障問題に關し先づ日本側のリビューを試み度し。（大臣より別紙註）
を読み上げられた。） 註。三二七二六件を基づき保障に関する諸問題（左記）

大使 貴大臣のプレゼンテイションを多とする。本日は訓令なしで

私見と述べさせて戴く。お話に依れば、日本は長期的に考へて米

国との間に何等かの形の安全保障取極を必要とすると考へておら
れると了解するが左様であるうか。即ち第二次大戦後世界の勢力
關係に大きな変動があり、日本はソ連中共といふ二つの巨大な力
が存する実情の下に於て独力で其の安全を保障することは出来ず、

従つて米国との間に何等かの形の安全保障取極をやつて行くと云

う長期の方針であると解して差支ないと思うが如何であろうか。

大臣 其の点に就ては何等の変化もない。今後例へば大幅な世界的軍縮と云う様なことが実現して世界情勢が一変すると云うことでもなれば別であるが、尠くとも現在の如くソ連中共といふ巨大な軍事力が存してゐる限り其の点は変らない。

大使 米国の内部にも、日本の安全は日本だけの利益に非ず、米国を含む自由諸国全体の利益であるとする考がある。今後国連が平和維持の為めの効果的な体制を作るとか或は軍縮の実現とか大きな変動があれば兎も角、自由諸国としては信頼性があり相互に受け容れ得る安全保障体制を維持して行かなければならぬと考へる。⁽³⁾そこで日米間の現在の関係を^{接するに}、安保条約がone sided である

と云う難点があり、之が議会乃至輿論に物議を醸してゐるのであると思う。此の点の解決のために自分は出来る限りの協力を行う決心であるが、其の為、先づお確かめる意味で、全くパーソナル・ペイシスで伺ひ度い点がある。即ち、日本側は、安全保障に関する日米関係を *durable* ならしめるために相互援助の取極を最善として之を欲しておられるや否やの問題である。日本側は相互援助方式を希望されても支障があつて出来ないと云うことであるのか或は相互援助方式は之を欲せず現存条約の枠内で *side arrangement* に依り生起する問題を其の都度処理して行くことを希望しておられるのであるうか。若し相互援助を希望しても支障があつて出来ないと云うことであるならば其の支障は何であるかと云うことを

探求しなければならないと思う。要するに方法は二つで、一つは問題を全部曝け出して長期的に耐え得る体制樹立を試みるか、或は不安定な状態を続けつつ生起する問題に追われて弥縫策を続けるかと云うことである。貴大臣のプレゼンティーションには両方の考へ方が入っている様に解されるが、基本的には何をお考であるか。尚蛇足的に申せば、米国が第三国と結んでいた相互援助条約では、憲法上の手続に基き相互に援助すること、条約の期限等の規定を含んでいるが、日本側も斯様な条約を希望されているか、と云うことである。

大臣 安保条約を改訂し、相互に対等の義務を規定した条約を結ぶと云う問題に就ては、日本に於ける憲法上の制約からして完全に

対等な条約を作ることは出来ないと云うことは事実である。従つて完全に対等な条約に改訂するということは考へていない。然し現存の条約は其の規定にしても又其の運営にしても米側の一方的有意思によると云う点が多く、旁々安保条約は日本に自衛力のない時代に作られたものであると云う事情も手伝つて、所謂一方的な条約であると云うごとに受取られてゐることに問題がある。即ち安保条約が米側の一方的な意思のみで運営されると云うことが不明白のであつて其の運営に日本側の意思が加わり日米双方の意思が対等のレヴェルで話合われた上条約が運営されて行くと云うことになれば或程度実質的な改訂ともなり、又斯様な基本的了解が成立すれば可成 durable な解決ともなり、そう度々個々に生起する

問題に追わると云うこともなくなりやうと思ふ。

大使 貴大臣の言われる憲法上の制限とは海外派兵の問題を意味されるのであろうか。

大臣 憲法上の制約から、日本の自衛隊は米本国に派遣する訳に行かず、朝鮮に出すことも出来ない。自衛隊の存在そのものすら憲法を最広義に解釈してのみ可能である。

大使 お互に考えていることをはつきりするために申述べるが、思うに条約地域を日本区域と限定した条約とし、日本の海外派兵の問題が生起しない様な相互援助条約が若し出来るとした場合、それでも日本の憲法上の障碍があるであろうか。又憲法上以外に何等かの支障があるであろうか。

大臣　自衛隊は日本国外に出て行くことは不可能である。今のお話
は自衛隊は海外に出て行かず、米軍は日本地域で自衛隊と共同作
戦すると云うことになるのであるか。

大使　今のは勿論一つの例として申した迄である。何れにせよ相互
援助方式の障碍は海外派兵であつて、之は憲法改正する迄は出来
ないと云う御趣旨と了解する。憲法解釈と云う問題は勿論当該國
自身の問題であり、政治的其他種々の climate にも依ることであ
つて米国として何とも申上げる考へはない。自分が承り度いのは
全くパーソナル・ベイシスの話であるが、日本憲法の範囲内で相
互援助方式が可能であるとした場合、日本は之を適當と認められ
るか、或は之が可能であつても尚現行条約は其の儘とし或はその

字句いぢりを試みて個々の問題を其の都度处置して行くことを適當と認められるか、其の間の general feeling of preference である。

大臣 完全に対等な相互援助条約であるなら当然自衛隊が米本国迄派遣されることも^{念ま}なければならず、それは憲法改正を待たずしては不可能である。如何様な取極を作つても右の意味では完全に相互的なものは出来ない。日本側の目的は現行条約の一方的性格を除去しようと云うことであつて、其のために、条約の改正と、条約は其の儘として side arrangement による方法とあり得るが、条約の改正による場合は政治的になかなかの困難が予想され、 side arrangement に依る方法が適當と認められる。

大臣 為念重ねて伺うが、日本の憲法の制約下に於て相互援助方式

が可能であるとしても左様であるか。

大臣 然り。

大使 よく分つた。先刻のお話の中機密保護措置に關し、過日総理は臨時国会に法案を出すと自分に内話されたが、之は甚だ結構なことと思つてゐる。

大臣 昨年訪米後總理は軍事外交その他を含む広範囲の立法を考慮され、閣議でも発言あり関係省も協力したが、其の後本件に対する強い抵抗に鑑み、目下軍事上の機密保護に限つて立法を考へ之を臨時国会に出すことを考えておられる。

大使 先程來の点に關し、スナイダーより自分が意を尽していないのではないかと云つてゐるので、重ねてもう一度申させて戴くが

日本が条約上海外派兵しなくともよいという形で相互防衛援助条約が可能であるとした場合日本側は新条約を考慮されるお気持はあるであろうか。此の点は従来確かに相互援助方式の障碍であつたのは事実であり、又現在も依然として障碍であるかも知れない。又勿論自分の方から今迄申している様なことを提案すべき筋合でもない。ただ例へば S E A T O では東南ア諸国は米大陸派兵の義務なく、ただ条約地域に派兵の義務を負うのみである。左様な訳で若し日本側が希望されるなら自分は努力する用意があるといふ次第である。

大臣 左様な条約は好ましいと思う。然し「極東の平和と安全」と云うことで日本が極東地域に派兵しようと云つてもそれは出来な

いことである。

大使 日本を S E A T O と比較しようとして申上げたものでなく
ただ一例を述べた次第である。然し日本の海外派兵義務を含まな
い相互援助条約を何う考へられるであろうか。

大臣 斯る新条約は好ましいと思う。他方新条約として国会に出せ
ばいろいろな問題が出来るのは明らかで、政治的によく考へる必
要がある。此の点は非常に重要であり且政治的判断を要する所で
あるから、総理とも話すこととすべし。場合によつては此の問題
に關し総理を交へてお話してもよいと思う。

大使 自分が以上申述べて來た所は全くパーソナル・ベイシスであ
り、自分の申したことが總て可能であるとお取りにならない様に

願う。ただ日本側の御希望であれば請訓して実現方全力を尽す用意がある。重ねて申すが本件取扱は人數を限り厳に極秘とする要あり。自分は着任一年半になるが、通商問題は植木に水をやる様なもので、日常努力する要あり、特に重要なものは安全保障問題と沖繩問題であつた。沖繩は冒頭申述べた如く土地問題と云う最も重要な問題が解決すれば、将来行政権返還を見るに至る迄諸種の案件は処理して行くことが出来ると思う。安全保険問題に就ても出来る丈努力し度い。

大臣 御指摘の二問題の重要性に就ては同感であり、之を解決して行くことは日米関係全般より見て極めて重要である。今後共貴大使の協力を得て一歩づつでも前進を続け度い。

八月中の予定を別紙の如くし度し。（別紙を手交）安保委員会
も一回行うこととし度し。

大使 結構である。安保委員会は特に重要な議題はないと思うが如何。

大臣 追て事務的に打合させることとし度し。